

# 新真和志複合施設建設事業 カーシェアリング契約書（案）

賃借人 那覇市（以下「市」という。）と賃貸人 【 】（以下「事業者」という。）は、市が令和【 】年【 】月【 】日付で公表した新真和志複合施設建設事業に係る入札説明書等並びに要求水準書等（入札公告後にこれら資料に関して受けつけた質問に対する市の回答を含む。）、事業者提案（落札者が交渉時に提出した提案図書等による提案を含む。）及び市と事業者が令和【 】年【 】月【 】日付で締結した「新真和志複合施設建設事業 民間収益事業に係る基本協定書（以下「民間収益事業に係る基本協定書」という。）」に基づき、事業者が実施するカーシェアリング事業に関し、次のとおり、カーシェアリング契約（以下「本カーシェアリング契約」という。）を締結するものとする。

## （契約の目的）

- 第1条 事業者は、本条第3項に定める事業者が所有する車両を調達・運用し、平日は公用車として利用可能なカーシェアリング事業を実施する。
- 2 市は、市と事業者が予め協議の上事業者の定める貸渡約款及び諸指示を遵守し、常に善良なる使用者としての注意を払うものとする。
- 3 カーシェアリング事業の概要は次のとおりとする。
- (1) 車両 【車種を記載】（電気自動車 軽自動車 貨物）
  - (2) 台数 3台
  - (3) 公用車の利用時間帯  
平日 午前7時から午後8時まで  
ここで、平日とは、那覇市の休日を定める条例（平成3年条例第33号）第1条に定める本市の休日を除く日とする。

## （賃貸借の期間）

- 第2条 契約期間は令和【 】年【 】月【 】日から令和15年3月31日末日までとする。
- 2 市は、契約期間満了時以降のカーシェアリング事業の継続について、事業者と協議を行うことができる。

## （使用料及び使用料の改定）

- 第3条 カーシェアリングの使用料は、次のとおりとし、1か月未満の端数が生じる場合には日割りをもって計算した額とし、円未満の端数は切り捨てる。
- 月額【●●●●】円（1台当たり月額【●●●●】円）  
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額【●●●●】円）
- 2 前項の使用料月額は、当概月の1日から月末日までの額とする。
- 3 市は、毎月、事業者が発行する請求通知を受けた日から30日以内に事業者に納付するものとする。支払い方法は、市及び事業者が協議の上、設定する。

4 市及び事業者は、第1項の使用料について、社会経済情勢等を考慮して、改定の協議を行うことができるものとする。

(車両の維持管理等)

第4条 第1条第3項に定める車両に対する通常の維持管理は事業者が実施し、その費用を負担する。

(中途解約)

第5条 市は、次の各号の一に掲げる事由が事業者に存する場合において、市が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を事業者に対し催告したにもかかわらず、事業者がその期間内に当該義務を履行しないときは、本カーシェアリング契約を解除することができる。

- (1) 第4条のカーシェアリングサービスが適切に提供されないとき。
- (2) その他本カーシェアリング契約の規定に対し本カーシェアリング契約を継続し難い重大な違反があったとき。

2 市は、次の各号の一に掲げる事由が事業者に存する場合、本カーシェアリング契約を解除することができる。

- (1) 事業者について、銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的倒産手続の開始の決定があったとき。
- (2) 落札者の代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれかの者が、民間収益事業に係る基本協定書第14条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 事業者又は落札者の代表企業、構成企業若しくは協力企業のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（その後の改正を含め、以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ク 事業者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- 3 事業者は、前2項の規定により市が本カーシェアリング契約を解除した場合は、市が被った損害のうち合理的な範囲を賠償するものとする。

(規定外事項)

第6条 本カーシェアリング契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、市及び事業者が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

本カーシェアリング契約の締結を証するため、本カーシェアリング契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

市 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

事業者 住所  
事業者名  
代表者名